

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新潟市	北区(濁川, 松潟・新崎, 新鼻乙26大月上, 鷺津, 浦木一, 笠柳, 内沼, 笹山, 鳥屋, 十二前, 神谷内, 葛塚, 太田, 嘉山, 前新田, 新鼻(乙26除く), 内島見, 木崎, 横井, 浦ノ入, 横土居, 下大谷内, 樋ノ入, 下早通, 早通, 須戸, 平林, 十二, 山飯野, 灰塚, 長戸呂, 大迎, 大久保, 大瀬柳, 太子堂, 三ツ屋, 高森, 森下, 高森新田, 上大月, 岡新田, 里飯野, 上堀田, 長場川東, 長場川西, 大月中, 大月下, 浦木二, 浦木三, 杓子潟, 長戸, 上土地亀, 下土地亀, 新井郷, 浜浦, 三ツ森河原, 島見町, 白勢町, 新富町, 柳原7丁目, 大夫浜, 太郎代, 名目所1丁目, 名目所2丁目, 名目所3丁目, 松栄町, 横越, 小杉)	平成24年4月18日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5,286.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2,793.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2,485.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2,120.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	28.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	768.3ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>農地の高低差, 小規模ほ場や不整形な農地が多く, 圃場整備が未整備であることが課題となっている。また, 豊栄地区においては農地の賃借料が高いことも課題となっている。各地区で高齢化による離農者が増加しており, 農地の受け手の確保が必要。</p> <p>砂丘地帯においては, 園芸と水稻の作業両立が課題である。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【濁川, 松潟・新崎, 笠柳, 横土居, 平林, 新富町】地区の農地利用は, 中心経営体である農地所有適格法人や認定農業者を中心に, 地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>【大月上, 鷺津, 浦木一, 葛塚, 前新田, 新鼻, 木崎, 横井, 須戸, 十二, 山飯野, 灰塚, 長戸呂, 大迎, 大久保, 大瀬柳, 三ツ屋, 高森, 森下, 高森新田, 里飯野, 長場川東, 長場川西, 大月下, 浦木二, 浦木三, 杓子潟, 長戸, 上土地亀, 下土地亀, 新井郷, 大夫浜, 神谷内, 松栄町】地区の農地利用は, 中心経営体である認定農業者を中心に, 地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>【嘉山, 浦ノ入, 下早通, 早通, 上大月, 岡新田, 上堀田, 大月中, 島見町, 白勢町】地区の農地利用は, 中心経営体である認定農業者を中心に, 地区内の農業者で担っていくが, 将来的には担い手の減少が予想されるため, 他地域から耕作者希望者を募り, 対応していく。</p>

【内島見, 下大谷内, 樋ノ入, 太子堂, 太郎代】地区の農地利用は, 中心経営体である認定農業者と地区内の農業者で担っていくが, 大部分は現状どおり, 他地域の入作者で担っていく。

【十二前, 浜浦, 三ツ森川原, 柳原7丁目, 名目所1丁目, 名目所2丁目, 名目所3丁目, 横越, 小杉】地区の農地利用は, 他地域の入作者が大部分を耕作しているため, 地域内の農地は入作者に集積・集約を図っていく。

太田地区の農地利用は, 中心経営体である認定農業者を中心に, 地区内の農業者で担っていく。離農者が出た場合は, 地区内の農地相談窓口を活用し, 意欲のある担い手に集積・集約を図っていく。

内沼地区は, 耕地面積約295haのうち約97%が田の大規模水田地帯で, 農地利用は, 認定農業者17経営体を中心に担っていく。離農者が出た場合は, 隣地の耕作者への集積・集約化していく。また, 内沼地区の一部、大沼第8区地区では, ほ場整備事業の実施や農地所有適格法人の設立に向けて取り組んでいく。

笹山集落は, 耕地面積84haのうち約60%が畑・樹園地であり, 農地利用は, 認定農業者・認定新規就農者14経営体を中心に担っていく。また, 担い手が不足する場合は, 近隣の担い手や認定新規就農者の受入れを促進し対応していく。

鳥屋集落は, 耕地面積のうち約88%が田の地帯で, 農地利用は, 認定農業者・認定新規就農者15経営体を中心に担っていく。また, 担い手が不足する場合は, 近隣集落の入り作を促進していく。なお, 畑では, 積極的に新規参入者の受け入れを行っていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地中間管理機構の活用方針
該当地区の離農希望者に対して, 中間管理機構の活用を促し, 中心経営体へ農地集積・集約化を図る。
- ・新規参入者の受け入れ促進
農業次世代人材投資事業や新潟県農林水産業総合振興事業, 新潟市単独補助事業などを活用し, 就農支援を行う。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新潟市	東区・中央区(新川町、海老ヶ瀬、大形本町、逢谷内、寺山、岡山、石動、本所、中興野、一日市、津島屋、松崎、河渡、下山、石山、粟山、中野山、下場、猿ヶ馬場、東中島、竹尾、紫竹、中山、牡丹山、上木戸、中木戸、下木戸、山木戸、清五郎、長潟、姥ヶ山、山二ツ、本馬越、親松、大島、鳥屋野、網川原、出来島、近江、新和、上所、下所島、天神尾、堀之内、米山、笹口、鑑、紫竹山、神道寺、下山、親仁山、中村、上山、小張木、上沼)	平成24年4月18日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	615.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	342.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	149.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	・・・ ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>地域内農業者の高齢化が進む中、農業機械の故障等を契機に、毎年、一定数が離農する。急なリタイヤは、地域の担い手が一括して引き受けており、規模拡大はするものの、農地が分散して非効率でコスト低減等にも結びつかない状況。</p> <p>一方、地域農業を担う法人は微増しているが、農業機械1セットで効率よく営農できる上限面積に近づきつつある。</p> <p>また、地域で中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手)は、農地所有適格法人、認定農業者、認定新規就農者、エコファーマー、その他農業者であるが、地域によって人数のばらつきがある等、必ずしも十分な状況ではない。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>新川町地区の農地利用は、近隣地区からの入作者である認定農業者等を中心に、地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>当該地区に農地所有適格法人が所在する津島屋地区、山木戸地区の農地利用は、中心経営体である農地所有適格法人を含む認定農業者等を中心に、地区内の農業者、入作者で担っていく。</p>
<p>【海老ヶ瀬、大形本町、寺山、岡山、石動、本所、一日市、松崎、河渡、下山、石山、粟山、中野山、猿ヶ馬場、竹尾、紫竹、牡丹山、上木戸、清五郎、長潟、姥ヶ山、山二ツ、鳥屋野、神道寺、小張木】</p> <p>当該地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等を中心に、地区内の農業者、近隣に所在する農地所有適格法人等で担っていく。</p>
<p>【逢谷内、中興野、下場、東中島、中山、中木戸、下木戸、本馬越、親松、大島、網川原、出来島、近江、新和、上所、下所島、天神尾、堀之内、米山、笹口、鑑、紫竹山、下山、親仁山、中村、上山、上沼】</p> <p>当該地区の農地利用は、既存の兼業経営体を中心に、地区内の農業者で担っていく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話し合いを進め、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借(利用権移転を含む)を進める。

今後の地域農業のあり方

土地利用型を主体とする当該地区は、中心経営体への農地の集積・集約を進め、農作業の効率・コスト低減を図る。
また、当該地区の中心経営体と連携する者(兼業農家等)は、これまでの知見を活かした営農に関する助言等を行う。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新潟市	江南区(和田・上和田、亀田長潟、木津、二本木、西野、上早通分区、北山・丸山・丸山ノ内善之丞組、小杉上分区、川根谷内分区、茅野山分区、丸潟分区、鶯ノ子、袋津、横越下分区、大淵、江口、鍋潟新田、天野、嘉瀬、舞潟、小杉下分区、駒込、俵柳、嘉木、茗荷谷、西山、松山、直り山、笹山、蔵岡、細山、三百地、曾川、楚川、祖父興野、久蔵興野、太右エ門新田、鐘木、丸潟新田、割野、酒屋、花ノ牧、平賀、横越上・中分区、沢海、沢海焼山、平山、藤山、亀田、船戸山、貝塚、荻曾根、泥潟、所島、城山、砂岡、砂崩、日水、手代山、中早通分区、下早通分区)	平成24年4月18日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3,900.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2,483.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	803.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	243.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	25.8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>地域内農業者の高齢化が進む中、農業機械の故障等を契機に、毎年、一定数が離農する。急なリタイヤは、地域の担い手が一括して引き受けており、規模拡大はするものの、農地が分散して非効率でコスト低減等にも結びつかない状況。</p> <p>一方、地域農業を担う法人は微増しているが、農業機械1セットで効率よく営農できる上限面積に近づきつつある。</p> <p>また、地域で中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手)は、農地所有適格法人、認定農業者、認定新規就農者、エコファーマー、その他農業者であるが、地域によって人数のばらつきがある等、必ずしも十分な状況ではない。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【和田・上和田、亀田長潟、木津、西野、上早通分区、袋津、横越下分区、大淵、鍋潟新田、舞潟、嘉木、沢海、沢海焼山】 農地所有適格法人が所在する当該地区の農地利用は、中心経営体である農地所有適格法人を含む認定農業者等を中心に、地区内の農業者、入作者で担っていく。</p>
<p>ほ場整備を実施予定の小杉上分区、小杉下分区の農地利用は、中心経営体である農地所有適格法人を含む認定農業者等を中心に、地区内の農業者、入作者で担っていく。</p>

【二本木、北山・丸山・丸山ノ内善之丞組、川根谷内分区、茅野山分区、鶉ノ子、江口、天野、嘉瀬、駒込、俵柳、茗荷谷、西山、松山、直り山、笹山、蔵岡、細山、三百地、曾川、楚川、祖父興野、久蔵興野、太右エ門新田、鐘木、丸瀉新田、割野、酒屋、花ノ牧、平賀、横越上・中分区、平山、藤山、亀田、船戸山、貝塚、荻曾根、泥瀉、所島、城山、砂岡、砂崩、日水、手代山、中早通分区、下早通分区】

当該地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等を中心に、地区内の農業者、近隣に所在する農地所有適格法人等で担っていく。

丸瀉分区の農地利用は、中心経営体である認定農業者7経営体を中心に、地区内の農業者、入作者で担っていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話し合いを進め、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借(利用権移転を含む)を進める。

今後の地域農業のあり方

土地利用型を主体とする当該地区は、地域の中心経営体への農地集積による規模拡大を進めるとともに、集約化による農作業の効率・コスト低減を図る。

また、当該地区の中心経営体と連携する者(兼業農家等)は、これまでの知見を活かした営農に関する助言等を行う。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新潟市	秋葉区(小須戸、荻川第二、柄目木、栗宮、中村、山谷、田家、草水、飯柳、西金沢、金沢町新、善道、下興野、北上新田、中新田、大蔵、小口、大関、岡田、下新、市新、金屋、新郷屋、六郷、小屋場、新通、浦興野、出戸、蕨曾根、大秋、金津、塩谷、割町、朝日、東島、小向、水田、新保、古田、北上、北潟、上金沢、東金沢、大安寺、満願寺、七日町、川口、結、福島、田島、荻島、中野、車場、覚路津、三枚潟、三津屋、長割、大鹿、小戸上組、小戸下組、梅ノ木、子成場、四ツ興野、野方、川根、古津、蒲ヶ沢、西島、程島、横川浜、鎌倉、天ヶ沢、矢代田、竜玄)	平成24年4月18日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3,984.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2,892.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	752.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	589.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.2 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>農業従事者の高齢化や後継者不足から毎年一定程度の離農者がおり、農地の受け手の確保が必要である。地域の中心となる経営体は、法人を含む認定農業者や認定新規就農者が担っているが、高齢化等により中心経営体が離農することなどを考えると経営体数は十分な状況ではない。</p> <p>さらに、地域の受け手となる中心経営体だけでは労働力や機械・設備等の能力不足により、急な離農に伴う農地の引き受けが困難な状況となっている。</p> <p>今後は、地区外の法人を含む認定農業者や認定新規就農者との連携・協力体制の構築が求められる。</p> <p>また、圃場整備地区と未整備地区が混在しており、未整備地区においては中心経営体への集積・集約化が課題となる。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>小須戸地区は中心経営体である担い手が中心となって水田利用を担っており、病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった農業者が出る場合にも地域内で話し合い対応する。集積・集約することにより、作業の効率化と個々の規模拡大を目指す。</p>
<p>荻川第二地区は中心経営体である農地所有適格法人を含む複数の担い手が水田利用を担っている。地区における集積・集約を進められるよう農地の交換による連担化や大型機械や施設の導入により、生産性の向上を図る。</p>

<p>柄目木地区は、中心経営体である地区内の認定農業者1経営体が担うほか、近隣地区の大規模法人に集積・集約を図りたい。</p> <p>ただし、農地等の除草や用排水路の適切な管理のためには、複数の農地所有適格法人に集積するのではなく特定の農地所有適格法人に集積することが必要と考えている。</p>
<p>栗宮地区は、基本的に地区内の中心経営体が担う。急な離農者等への対応については、近隣の中心経営体が引き受けると共に、地区外の農地については当該地区の中心経営体へ委託する。</p> <p>また、機構を活用して集積・集約を図りたい。必要に応じて法人化も視野に入れていく。</p>
<p>中村地区は、中心経営体である地区内の認定農業者がリタイヤするため、近隣地区の大規模法人に集積・集約を図りたい。</p> <p>ただし、農地等の除草や用排水路の適切な管理のためには、複数の農地所有適格法人に集積するのではなく特定の農地所有適格法人に集積することが必要と考えている。</p>
<p>飯柳、西金沢、中新田、大蔵、小口、大関、岡田、下新、市新、金屋、小屋場、新通、浦興野、出戸、蕨曾根、大秋、金津、東島、小向、水田、新保、古田、北上、北潟、上金沢、東金沢、大安寺、満願寺、七日町、川口、結、福島、田島、荻島、中野、車場、覚路津、三枚潟、三津屋、長割、大鹿、小戸上組、小戸下組、梅ノ木、子成場、四ツ興野、野方、川根、古津、蒲ヶ沢、西島、程島、横川浜、鎌倉、天ヶ沢、矢代田、竜玄地区は既存の法人や認定農業者を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用して地区内の全農用地を集積・集約する方向で地域内農業者の合意形成を図っていく。</p>
<p>山谷、草水、金沢町新、善道、下興野、北上新田、新郷屋、六郷地区は地域内外の認定農業者や既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用して地区内の集積・集約を図っていく。</p>
<p>田家、塩谷、割町、朝日地区は地域内の農業者は小規模であるため、他地域の入作者の農地所有適格法人や認定農業者を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用して地区内の集積・集約を図っていく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向</p> <p>担い手への集積を進めると共に耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。</p> <p>栗宮地区の担い手の引受け意向は13haある。また、柄目木、中村地区において貸付け意向が確認された農地は2.2haとなっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>地域の中心経営体への農地の集積・集約を目指して、農地の出し手はできるだけ農地バンクに貸し付けていく。また、農業者等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合は、新たな受け手への付け替えを進める際に中心経営体に集積するよう進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>国営水利システム再編事業等と連携して集積促進を行う。</p>
<p>法人化支援</p> <p>既存の営農組織や法人化に意欲的な農業者を中心に法人化の案内や説明会を開催し、組織拡大や法人化支援に取り組む。</p>
<p>機械、施設整備への支援</p> <p>担い手の収益力強化と経営発展のため、各種補助事業を活用した農業用機械、施設整備の支援に取り組む。</p>
<p>新規作物の導入方針</p> <p>収益性の高い、米以外の土地利用型作物や園芸作物等の生産に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新潟市	南区 (蜘蛛興野、菱潟、田中、朝捲、東笠巻新田、引越、鷲ノ木新田、吉江、吉田新田・山王、大別當、上新田、新飯田、茨曾根、清水、東萱場、飯島、鑄物師興野、兎新田、牛崎、沖新保、上道潟、上八枚、下道潟、十二道島、庄瀬、次郎エ門興野、菱潟新田、古川新田、真木、和泉、浦梨、上木山、櫛笥、下木山、蔵主、田尾、戸頭、鍋潟、平潟、平潟新田、万年、鯨潟、神屋、小坂、七軒、七軒町、十五間、上下諏訪木、白根、白根ノ内七軒、助次右エ門組、能登、保坂、臼井、上浦、小蔵子、下八枚、白根古川、戸石、中小見、中山、堀掛、赤渋、犬埴新田、獺ヶ通、大郷、西酒屋、東笠巻、西笠巻、西笠巻新田、上塩俵、北田中、下塩俵、下山崎、高井興野、中塩俵、根岸、松橋、山崎興野、西白根、味方、居宿、大倉・大倉新田・山王新田、上曲通、木滑、下曲通、月潟、釣寄、釣寄新、西萱場、東長嶋)	平成24年4月18日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6,346.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3,900.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1,835.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	173.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	19.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

当地区は全耕作面積に占める水田の割合が87%と多いことから、土地利用型農業が主体であり、農地の集積・集約化を進め、規模拡大や生産性の向上を図っていくことが課題となっている。また農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられ担い手・後継者不足が進行している。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【菱潟集落】中心経営体である農地所有適格法人4法人及び認定農業者1経営体を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。
【蜘蛛興野集落】中心経営体である2経営体を中心に、地区内の農業者及び隣接地区の農業者で担っていく。
【田中集落】中心経営体である3経営体を中心に地区内の農業者及び隣接地区の農業者で担っていく。
【朝捲集落】中心経営体である認定農業者2経営体を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【東笠巻新田集落】中心経営体である認定農業者14経営体及び隣接集落の農家を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。また、入り作者も多いため、様々な制度を説明し、農地中間管理機構や南区農業振興公社等の活用を図る。
【引越集落】集落営農組織の立ち上げ、圃場整備事業などを活用し、更なる集積・集約化を図る。
【鷲ノ木新田集落】中心経営体である認定農業者18経営体及び隣接集落の農家を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。また、入り作者も多いため、様々な制度を説明し、農地中間管理機構や南区農業振興公社等の活用を図る。
【吉江集落】中心経営体である農地所有適格法人1法人及び認定農業者7経営体を中心に、地区内の農業者で担っていく。また、様々な制度を説明し、更なる農地中間管理機構や南区農業振興公社等の活用を図る。
【吉田新田・山王集落】中心経営体である認定農業者5経営体及び近隣の農地所有適格法人3法人を中心に、地区内の農業者で担っていく。入り作者も多いため、様々な制度を説明し、農地中間管理機構や南区農業振興公社等の活用を図る。
【大別當集落】中心経営体である農地所有適格法人1法人及び認定農業者5経営体を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【上新田、新飯田、茨曾根、清水、東萱場集落】果樹がさかんな地域であるため、水田については地域内の認定農業者を中心に、中間管理機構を活用し、地区内の全農用地を集積・集約を図っていく。
【飯島、鋳物師興野、兔新田、牛崎、沖新保、上道潟、上八枚、下道潟、十二道島、庄瀬、次郎エ門興野、菱潟新田、古川新田、真木集落】中心経営体である農地所有適格法人4法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【和泉、浦梨、上木山、櫛笥、下木山、蔵主、田尾、戸頭、鍋潟、平潟、平潟新田、万年集落】中心経営体である農地所有適格法人2法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【臼井、上浦、小蔵子、下八枚、白根古川、戸石、中小見、中山、堀掛集落】既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図っていく。
【赤渋、犬鼻新田、瀬ヶ通、大郷、西酒屋、東笠巻集落】果樹がさかんな地域のため、水田については既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図っていく。
【西笠巻、西笠巻新田集落】中心経営体である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、農地の集約化を図る。また、農地中間管理機構等の活用を図る。
【上塩俵、北田中、下塩俵、下山崎、高井興野、中塩俵、根岸、松橋、山崎興野集落】中心経営体である農地所有適格法人4法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【鯨潟、神屋、小坂、七軒、七軒町、十五間、上下諏訪木、白根、白根ノ内七軒、助次右エ門組、能登、保坂集落】中心経営体である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、農地の集約化を図る。また、農地中間管理機構等の活用を図る。

【西白根、味方、居宿、大倉・大倉新田・山王新田、上曲通、木滑、下曲通、月潟、釣寄集落】中心経営体である農地所有適格法人5法人を中心に、農地中間管理機構等を活用しながら、農地の集積と集約を図っていく。

【上曲通、木滑、下曲通、月潟、釣寄、釣寄新、西萱場、東長嶋集落】圃場整備の計画があり、これを契機とし中心経営体である認定農業者を中心に地区内の農業者で担っていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

担い手への集積を進めると共に耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。効率的な農地利用を進めるため、様々な制度を説明し、農地中間管理機構や南区農業振興公社等の活用を図る。

農地中間管理機構の活用方針

効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話し合いを進め、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借を進める。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新潟市	西区(小見郷屋、勘助郷屋、小瀬、藤野木、早潟、保古野木、明田、道河原、大友、藤蔵新田、大潟、新通、仲才、中野小屋、黒鳥、小新、亀貝、新田、坂井、寺尾、寺尾新町、小針、平島、青山、内野、内野上新町、五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町、上新栄町、真砂町、有明町、赤塚、山崎、神山、木山、谷内、中権寺、金巻新田、田島、曾和、前野外新田、田潟、笠木、高山、楨尾、板井、木場、緒立、北場、立仏、寺地、山田下、山田上、善久、鳥原本村、鳥原新地、大野、金巻、鳥原新田、小平方、四ツ郷屋)	平成24年4月18日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4,304.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2,938.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1,594.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	80 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	504.1 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>農家数の減少に加え、高齢化、担い手・後継者不足が進行している。今後の地域の中心となる経営体は、法人を含む認定農業者、認定新規就農者が中心となっているが、経営体数は十分でない。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>小見郷屋、勘助郷屋の農地利用は、地域内外の中心経営体である農事組合法人や認定農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。</p>
<p>小瀬、藤野木、早潟、明田、道河原、大友の農地利用は、地域内外の中心経営体である認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。</p>
<p>保古野木の農地利用は、地域内外の中心経営体である農事組合法人や認定農業者、規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。</p>
<p>藤蔵新田の農地利用は、地域内外の中心的経営体である農事組合法人や認定農業者、規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集積できるよう、また担い手同士の交換により集約化できるよう継続して地域内の話し合いを行う。</p>

<p>大潟の農地利用は、地域外の中心的経営体である認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集積できるよう、また担い手同士の交換により集約化できるよう継続して地域内の話し合いを行う。</p>
<p>新通上、新通下、仲才、新田の農地利用は、既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図る。また、農地所有適格法人の立ち上げも予定しており、当該法人も担い手として位置付けていく。</p>
<p>小新、亀貝、小針、中野小屋、金巻新田、田島、曾和、前野外新田、田潟、笠木、高山、槇尾の農用地利用は、既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図っていく。</p>
<p>坂井、寺尾、平島、青山、上新栄町、真砂町、有明町、緒立、山田、善久、大野の農用地利用は、地域内の農地が少ないため、地域の担い手だけで集積・集約を図っていく。</p>
<p>内野、内野上新町の農用地利用は、既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約していく。また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン等)の取組にさらに力を入れていく。</p>
<p>五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町の農用地利用は、地域内の農業者は小規模であるため、他地域の入作者が中間管理機構を活用し集積・集約を図っていく。</p>
<p>赤塚、山崎、神山、木山、谷内、中権寺の農用地利用は、地域内の既存法人及び認定農業者を中心に中間管理機構を活用し、地区内の全農用地を集積・集約していく。 また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン、ねぎ、だいこん等)の取組にさらに力を入れていく。</p>
<p>黒鳥、木場、板井の農用地利用は、地区内の全農地を耕作可能とするため、既存法人の規模拡大を進めるとともに、中間管理機構を活用し全農地の集積を図っていく。</p>
<p>北場、立仏、寺地、鳥原、鳥原新田、金巻、小平方の用地利用は、既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し集積・集約していく。 また収益性の高い園芸作物(枝豆、ブロッコリー等)の取組にさらに力を入れていく。</p>
<p>四ツ郷屋の農用地利用は、地域内の既存法人及び認定農業者を中心に中間管理機構を活用し、地区内の全農用地を集積・集約していく。また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン等)の取組にさらに力を入れていく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針 効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話し合いを進め、農地中管理機構を通じた農地の賃貸借を行う。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新潟市	西蒲区(伏部、仁箇、安尻、東汰上、山島、西汰上、見帯、西中、羽黒、道上、打越、福島、桑山、西長島、河間、三ツ門、金池、石瀬、岩室、樋曾、栄、橋本、久保田、猿ヶ瀬、南谷内、北野、夏井、潟上、白鳥、横曾根、西船越、新谷、油島、高畑、高橋、富岡、津雲田、原、和納、真田、中島、下山、川崎、平野、鱸、榎島、矢島、押付、天竺堂、松崎、旗屋、六分、善光寺、新川、升潟、新田、大潟、浦村、大関、升岡、川西、与兵衛野、堀上、貝柄、三角野、井随、島方、三方、横戸、遠藤、卯八郎受、五之上、大原1、大原2、番屋、茨島、称名、今井、国見、大曾根、南、潟浦新、長場、高野宮上組、高野宮中組、高野宮下組、高野宮西組、六分、東門田、西門田、東船越、針ヶ曾根、姥島、真木、上町、下町、堀山、赤鎗、中郷屋、葉萱場、割前、羽田、潟頭、桜林、栄町、並岡、馬堀、河井、柿島、漆山、巻東町、竹野町、前田、布目、稲島、松郷屋、平沢、福井、峰岡、舟戸、上木島、下木島、鷲ノ木、松山、松野尾、新月、巻大原、角田浜、越前浜、下和納)	平成24年4月18日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	9,245.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5,871.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3,495.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	51.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2,502.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.6ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>農業従事者の高齢化に伴い、離農者も多い状況にある。また引き受け手である中心経営体だけでは、労働力不足・機械設備等の老朽化や能力不足により、今以上の農地を引き受けられない状態である。担い手はいるが十分と言えない。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>伏部集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者1経営体が担っていく。</p>
<p>仁箇集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者8経営体と農地所有適格法人1経営体が担っていく。</p>
<p>安尻集落の水田利用は、担い手の集積意向を基に集落で畔抜きを行い、集落の中心経営体である認定農業者8経営体が担っていく。</p>
<p>東汰上集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者6経営体を中心に地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>山島集落は全農地を15年以上中間管理機構に預け入れ、担い手7経営体に集積し、平成30年度から農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組み、事業完了後は農地の大区画化・汎用化を契機に、地区内全域を対象とした法人を設立し、省力化、低コスト化により農業競争力の強化を図る。</p>
<p>西汰上集落は、担い手の集積意向を基に、耕作条件改善事業を活用した畔抜きによる区画拡大を行いながら、認定農業者6経営体へ集積・集約化し対応していく。</p>
<p>見帯集落は、担い手の集積意向を基に、耕作条件改善事業を活用した畔抜きによる区画拡大を行いながら、認定農業者14経営体へ集積・集約化し対応していく。</p>
<p>西中集落は、集落の中心経営体である認定農業者11経営体を中心となって地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>羽黒集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者7経営体と農地所有適格法人1経営体が担っていく。</p>
<p>道上集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者16経営体が担っていく。</p>
<p>打越集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者10経営体と農地所有適格法人1経営体を中心となって地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>福島集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体であった集落営農組織を農地所有適格法人化し、この法人1経営体で担っていく。</p>
<p>桑山集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者11経営体を中心となって地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>西長島集落は、集落の中心経営体である認定農業者6経営体を中心となって地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>河間集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者4経営体と農地所有適格法人2経営体を中心となって地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>三ツ門集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者12経営体と農地所有適格法人1経営体を中心となって地区内の農業者で担っていく。</p>
<p>金池・石瀬・岩室・猿ヶ瀬・北野・夏井・白鳥・高橋・原・和納集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。</p>
<p>樋曾・栄・橋本・久保田・南谷内・潟上・横曾根・西船越・新谷・油島・高畑・富岡・津雲田集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。</p>

真田・下山・川崎・平野・榎島・押付・松崎・旗屋・六分・新川・升潟・新田・大潟・浦村・升岡・川西・与兵衛野・堀上・貝柄・三角野集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

中島・鱸・矢島・天竺堂・善光寺・大関集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。

井随・三方・横戸・大原1・大原2・番屋・茨島・称名・今井・国見・大曾根・南集落は、主要な農地所有適格法人と既存の経営体も含め地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

島方・遠藤・卯八郎受・五之上集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

潟浦新・長場・高野宮上組・高野宮中組・高野宮下組・高野宮西組・西門田・針ヶ曾根・姥島・真木集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

六分・東門田・東船越集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

卷上町・卷下町・堀山・赤縮・羽田・潟頭・栄町・馬堀・柿島・漆山・卷東町・竹野町・前田・布目・稲島・松郷屋・平沢・下木島・松山・越前浜・下和納集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

中郷屋・葉萱場・割前・桜林・並岡・河井・福井・峰岡・舟戸・上木島・鷲ノ木・松野尾・新月・卷大原・角田浜集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○新規就農者支援

認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで支援していく。

○法人化支援

既存営農組織や法人化に意欲的な農業者に法人化の案内や説明会を開催し、法人化の支援、既存法人同士の連携に取り組む。

○施設整備への支援

担い手の収益力強化と経営発展のため、各種補助事業を活用した、農業用機械購入・施設整備の支援に取り組む。

○農地中間管理機構の活用方針

全区域を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、旧中之口村地域を中心に、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

○新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に、基盤整備地区を中心に収益性の高いたまねぎやえだまめ、いちじくなどの園芸作物の生産に取り組む。